

## &lt;参考資料&gt;

## 国立保健医療福祉政策研究所（仮称）における 教育研修に関する検討会中間まとめ（案）

平成8年3月4日

国立試験研究機関の再構築・重点整備によって、埼玉県和光市に設置が予定されている国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の重要な機能の一つである教育研修のあり方について昨年9月より検討を重ねてきたが、平成8年度より同研究所の施設整備が始まることから、これまでの議論を中間的に取りまとめることとした。

今後は、教育研修に対するニーズ等を踏まえながら、この中間まとめの方向に沿ってさらに検討を深め、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の教育研修体制の整備充実を図っていく必要がある。

### 1. 教育研修の基本的考え方

(1) 保健・医療・福祉の連携の重要性を踏まえ、地域において保健医療福祉サービスを担う国内における人材の養成・確保、資質の向上のための教育研修及び国際協力の観点からの国際研修を目的とする。

(2) 具体的には、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）における教育研修は、厚生省の他の試験研究機関や教育研修機関、民間の類似の機関等との役割分担・連携の下、原則として国の職員や地方自治体の指導者を対象とする現任訓練等の研修のほか、公務員以外の保健医療福祉関係者も含めた専門性の高い研修を実施するとともに、開発途上国の指導者を養成するための国際研修を実施する。

(3) 以上の役割を適切に發揮するため、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）は、原則として自らこれらの教育研修を実施するとともに、試験研究機関で実施する教育研修の窓口機能を果たすものとする。

なお、高度な専門設備・機器を必要とするような実験を伴う教育研修については各試験研究機関で実施する。

### 2. 教育研修部門の名称

国立保健医療福祉政策研究所（仮称）における教育研修部門の名称については、試験研究機関所管の教育研修を統括し、他の試験研究機関等と共同して教育研修を実施するという本組織の性格、趣旨を適切に表すものとなるよう、今後検討する。

### 3. 教育研修部門の組織

(1) 教育研修部門に、部門の長、研修企画官（事務、技術）、研修企画課、国際協力室の他、教授等を置く。

(2) 教授等は、原則として、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の研究者及び他の国立試験研究機関の研究者の他、外部の実習協力施設の研究者等をもって充てる。

### 4. 教育研修方法の改善

(1) 講義中心の授業形式のみではなく、ケーススタディ、それに基づくグループ討議等実務との関連を重視した実践的な教育研修内容とする。

(2) 短期集中方式や分割方式の活用など研修生に無理のないような教育研修期間の設定に努める。

(3) 教育研修の充実を図るため、最新の情報システムの活用に努める。

(4) 行政のニーズや国際的な動向に的確に対応するため、海外からの講師の招聴も考慮する。

### 5. 教育研修の内容及び量

(1) 教育研修の内容は、現在の国立公衆衛生院及び国立医療・病院管理研究所における教育研修を基本とし、必要な福祉関係の研修を追加するなど教育研修部門の目的・役割を十分に發揮できるものとする。

(2) このような観点から、教育研修部門で実施する教育研修は、保健・医療・福祉関係研修、国際研修及

び厚生省職員研修等で、その研修の量は現在国立公衆衛生院で実施している研修量の概ね1.5倍の約77,000人日と見込まれる。

(3) 具体的カリキュラムについては今後検討していく予定であるが、その際には、平成9年4月より完全施行される地域保健法の実施状況及び近い将来予想される新介護システムの導入や昨年末に策定された障害者プラン等を十分に踏まえたものとしていく必要がある。

## 6. 教育研修事業に対するインセンティブの付与

教育研修部門において教育研修に従事する教官については、国立試験研究機関の研究者を併任という形で配置する予定である。これらの教育研修業務は直接研究論文の作成に結びつく調査研究業務とは異なるが、研究成果の社会における活用を目的とする国立試験研究機関にとって固有の重要な業務であることから、研究者が教育研修業務に十分に取り組めるよう、インセンティブの付与について検討する。

### (1) 研究費の優先的配布

教育研修に従事する研究者のために、教育研修の向上に資するための研究費を確保する。

### (2) 人事考課基準の検討

研修業務への従事にも配慮した人事考課基準について検討する。

### (3) 教授制度の導入

教育研修に従事する研究者を、その能力等に応じて「教授」、「助教授」等に位置づけることについて検討する。

## 7. 学位の取得

教育研修部門における教育研修が学位に結びつくことは、研修の研修意欲の向上につながり有意義であることから、また、海外からの研修生の希望にも配慮して、学位の取得について検討する必要がある。

### (1) 連携大学院制度の活用

他の大学院からの学生については、平成元年の大学院設置基準の改正により創設された制度（大学院生が他の研究機関において必要な研究指導を受けることを認めるという制度）を積極的に活用する。

### (2) 厚生省独自の学位の発行

教育研修部門の所定の課程を修了した者は、「Diploma in Public Health」、「Master of Public Health」、「Doctor of Public Health」などの英語の称号を授与する。

### (3) 外国の大学との連携による学位の取得

現在、協議が進んでいるオーストラリアのCurtin大学、マレーシアのMalaya大学の他、London School of Tropical Medicine and Hygieneなどの外国の公衆衛生大学校と、学生の交流、単位相互認定制度等を検討することにより、外国学校の単位が取得できるようになる。

### (4) 連合大学院構想の実現

日本学術会議予防医学研究連絡委員会の提案する公衆衛生連合大学院構想が国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の教育研修課程をその中に位置づけて実現するように連絡調整に努める。

## 8. 教育研修環境の整備

### (1) 教育研修施設・設備の充実

教育研修が効果的・効率的に実施できるよう必要な講義室、セミナー室、自習室の確保を図るほか、図書館の充実、最近の情報化に十分に対応できるような設備の整備を図る。

また、実験を伴う教育研修を担当する他の国立試験研究機関についても、必要な施設・設備の整備を図る。

### (2) 寄宿舎の整備

教育研修の能率の向上を図るため、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）と同じ敷地内に個室形式の寄宿舎を整備する。

また、海外等からの講師のための宿泊施設もあわせて整備する必要がある。

### (3) 研修生等の交通手段の確保

最寄り駅から国立保健医療福祉政策研究所（仮称）まで、あるいは同研修所から実習施設までの交通（搬送）手段の確保は、教育研修の円滑な実施にとって重要な課題であり、必要な措置を講じる。

## <国立保健医療福祉政策研究所（仮称）における教育研修に関する検討会委員>

阿藤 誠 人口問題研究所長

石本 宏昭 厚生省健康政策局総務課長

◎伊藤 雅治	厚生省大臣官房審議官	会長
金子 洋	厚生省保健医療局企画課長	西本 至 厚生省健康政策局計画課長
粥川 正敏	厚生省児童家庭局企画課長	古市 圭治 国立公衆衛生院長
小林 修平	国立健康・栄養研究所所長	松田 朗 国立医療・病院管理研究所所長
齋藤 驥	国立多摩研究所所長	丸田 和生 厚生省大臣官房人事課長
○篠崎 英夫	厚生省大臣官房厚生科学課長	山崎 修道 国立予防衛生研究所所長
高尾 佳巳	厚生省生活衛生局企画課長	吉武 民樹 厚生省薬務局企画課長
辻 宏二	厚生省社会・援護局企画課長	
堤 修三	厚生省老人保健福祉局企画課長	◎：座長
寺尾 允男	国立衛生試験所長	○：座長代理
成瀬 道彦	神奈川県衛生部長、全国衛生部長会	

(五十音順)